

第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント  
(意見公募) 手続の実施結果について

案件名	第2期函館市子ども・子育て支援事業計画(素案)
募集期間	令和2年(2020年)1月14日～令和2年(2020年)2月14日
担当課	子ども未来部子ども企画課
意見提出者数	個人 1名/7件, 団体 5団体/8件

○第2期函館市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せています。

第1章について

No.	意見の概要	市の考え方
1	「函館市子どもの生活実態調査」は、次回も(5年に1度)実施して政策に反映させてはどうか。	今回の計画策定にあたっては、本市の子どもたちの貧困の実態について把握する予定としております。

第4章 施策の方向1について

No.	意見の概要	市の考え方
2	放課後児童クラブの施設について、毎年入所児童が増加しており、施設が老朽化しているため、現在の受け入れ人数を維持することに不安がある。 様々な公共施設や町会館、公営住宅等の集会所の活用など、安心して子どもが過ごせる居場所づくりについて、計画的に進めてほしい。 公共施設を活用した実施場所の確保について、子ども・子育て支援事業計画への掲載をお願いしたい。	放課後児童健全育成事業については、第2期計画(素案)においても、その充実に努めることとしており、実施場所については、民間施設の家賃や修繕等に関する委託料の加算とともに、学校の余裕教室や公共施設などの既存施設を活用するなど、今後においても、子どもが安心、安全に過ごすことができる居場所の確保に努めてまいりたいと考えております。
3	放課後児童クラブの施設として学校内や公共施設、民家での利用を行うにあたっては、学校からの距離や子どもの生活の場としての改修の問題がある。 現在、施設の利用を行っているクラブも、老朽化問題などがある。	
4	第1期事業計画では、計画の中に「放課後児童健全育成事業における公共施設の活用方針」と位置づけられていたが、第2期計画案では「余裕教室等」・「公共施設」の文言がなくなり「既存施設を活用し」となっている。既存施設は慢性的な老朽化・狭隘化問題で、支援の単位を増やすことは容易なことではない。現実的ではないのでは?と考える。 学童利用者の増加と施設問題は、安全安心のためにも切り離せないものとする。需要と供給の関係を同時進行で考えていくべきと考える。	

5	<p>放課後児童クラブの施設として民家を利用し、学童保育所にて育成支援を行っているが、決して新しい建物ではなく、年々老朽化している。</p> <p>案の中に「学童保育所の質と量の確保」とあったが、子どもたち自身、そして預けて働く保護者が安心できる環境を作っていく上で、安心安全な施設環境で育成支援を行っていきたいと思っている。</p> <p>施設の環境整備についてもご考慮いただきたい。</p>	
6	<p>放課後児童クラブの施設として、余裕教室等の公共施設を利用したくてもできない、民家のクラブは、家賃に加え、施設の老朽化問題をかかえ、修繕、引っ越し、建て替え等、いずれにしても金銭的に厳しく困っていると聞いている。災害が起きたら、と不安を感じている支援員、保護者が多くいると思う。</p> <p>保護者の方が安心して預けられる、必要としている子どもたちを受け入れ、安全に過ごせるよう、施設補助の増額と受け皿の整備を行ってほしいと思う。</p>	
7	<p>放課後児童クラブ職員がなかなか定着しない現状に頭を悩ませている。保育士等を雇用するようにしているが、条例の経過措置が終われば、認定研修を受講していない場合、支援員としては無資格者となる。</p> <p>例えば保育士等の有資格者であれば、雇用されてから1年以内に認定研修を受ける予定のものは、支援員の有資格者とみなすなどの運用を検討してもらいたい。そうでなければ、少ない人数で勤務シフトを組んでいるので、有資格者は休みも取れず、長時間勤務を強いられ、労基法を遵守した働き方は難しいため辞めてしまうなど、人手不足はさらに深刻になり、悪循環となる。</p> <p>函館市は放課後児童クラブの質を下げることはないよう、職員配置の基準緩和はしない方針とのことだが、一方で職員の確保自体が難しい現状を理解し、事業者が安心して運営できるよう現場の意見に耳を傾けてもらいたい。</p>	<p>放課後児童クラブに従事する職員の処遇改善につきましては、処遇改善等事業とキャリアアップ処遇改善事業に取り組んでいるところであり、今後も市の財政状況を勘案しながら、国の上限額を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>このほか、職員の確保策につきましては、ジョブカフェや市の就労支援事業などにおいて、クラブ職員の仕事を周知するためのパンフレットを配布しているほか、市のホームページに募集情報の掲載をしており、引き続き職員確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
8	<p>支援員・補助員について、なり手は少なく、放課後児童支援員の認定資格を取っても、退職していく人もいる。処遇改善等を行っていただいているが、放課後児童支援員として、生計を十分に立てていける職となれば、長く続けていけるようになって行くのではと思っている。そのためにも、より一層の改善をお願いしたい。</p>	

9	<p>施設を増やしても放課後児童支援員の資格を取得した方がいないと開所できない。最低2人を雇用しないと労働基準にも引っかかる。過去5年資格取得の研修を行っているので資格取得者は増加傾向と思われるが、退職者も相当数いると思われる。「みなし支援員」が廃止になる令和2年4月1日から、児童の受け入れが困難になったり、受け入れるために劣悪な労働を強いられる事もあるかもしれない。「放課後児童支援員」の有資格者を増やしていくことが急がれる。中核都市で「放課後児童支援員認定資格研修」を開催することもできるようなので、函館市において函館会場での「認定資格研修」の開催はできないものだろうか。既存の認定資格研修とあわせると、受講しやすくなるのでは、と考える。また、保育科等を有する大学等で資格者を養成する課程を構築できないものか。学生も実践しながら学べる機会があるのではないだろうか。</p>	
---	---	--

#### 第4章 施策の方向3について

No.	意見の概要	市の考え方
10	<p>スクールソーシャルワーカーの設置について、市教育委員会に配置となっているが、児童生徒の側に立った視点で対応できるように、独立した機関として配置した方が効果的ではないか。また、子ども未来部が、その機関の一員として位置付けられるよう積極的に関与すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見・ご提言として参考とさせていただきます。</p>
11	<p>今回の第2期函館市子ども・子育て支援事業計画（素案）の用語で分かりづらいものが散見される。「情報リテラシーの向上」の意味をきちんと理解できる人は少ないかと思う。そこで、分かりやすい言葉に置き換えるか、注釈を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業内容等がわかりやすくなるよう修正します。</p>

#### 第4章 施策の方向9について

No.	意見の概要	市の考え方
12	<p>子どもの医療費助成について、近隣自治体との格差が目立つ。就学前児童まで「全額助成」（所得制限なし）を検討してはどうか。令和2年2月6日の北海道新聞に本年8月から実施予定の「子どもの医療費助成拡充へ」の予算案が紹介され、一歩前進だが、まだまだ他市町には遠く及ばずの感が否めない。</p>	<p>貴重なご意見・ご提言として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、子どもの医療費助成制度については、令和2年度に助成対象となるすべての方の入院費および3歳未満と非課税世帯の子どもの通院費の助成拡大を図ることとしております。</p>

その他

No.	意見の概要	市の考え方
13	<p>函館市における「ホームスタート事業」は、「ホームスタートみはら」1件のみだが、この先「ホームスタート」の需要は益々高まるものと思われる。しかし、まだ市民に幅広くその存在について知られていないので、函館市ファミリー・サポート・センターにホームスタート機能を導入して、母子両面から子ども・子育てのサポートを展開してはどうか。</p>	<p>本市におきましては、ホームスタートの機能を有するアウトリーチ型の子育て支援事業である「子育て支援隊」を美原子育てサロン内に設置し、市内全域を対象に、子育てに不安を抱え孤立している家庭への訪問により、支援を行っているところであります。</p> <p>一方、ファミリー・サポート・センター事業は、子育て経験のある会員同士の助け合いにより、子どもの世話をできない会員に育児の援助を行うものでありますことから、ホームスタートの機能そのものを導入することは難しいと考えておりますので、高まる需要に対しましては、引き続き子育て支援隊の周知に努めてまいりたいと考えております。</p>
14	<p>「認定事由」の一つに「就労要件」があるが、函館市の場合、月64時間以上の就労が条件となっている。自治体によって必要就労時間の設定はまちまちで、北斗市は月52時間以上、七飯町・釧路市・夕張市は月48時間以上となっている。そこで、函館市でも就労時間を「月48時間以上」とすることで緩和化を図ってはどうか。</p>	<p>平成27年度の制度改正により、保育所に入所するための認定要件である、保護者の労働の下限時間につきまして、月48～64時間の範囲内で市町村が定めることとされたところですが、本市におきましては、保育所を利用している世帯の就労状況を基に下限時間を緩和することでの影響等を検討した結果、月64時間以上としたところであり、就労時間が、比較的短時間である場合には、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の利用をご案内しているところであります。</p> <p>なお、下限時間の緩和につきましては、今後の利用動向等の状況を把握しながら、その可能性についても、検討してまいりたいと考えております。</p>
15	<p>北海道は多子世帯の保育料軽減支援事業として、第2子以降の3歳未満（第3号認定）の保育料を「無償化」（年収640万円未満）とする補助制度を発表しているが（平成29年4月1日施行）、函館市は令和2年度から実施予定ということでよいか。</p>	<p>本市におきましては、平成29年度から北海道の補助制度を活用して、3号認定を受けて保育所等を利用する3歳未満児について、年収640万円未満相当世帯の第2子以降の保育料を無償化しているところであります。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	<p>P87 《個別事業》①情報リテラシーの向上の事業内容等を以下のとおり修正します。</p> <p>情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、インターネットにおける小・中・高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、生徒や保護者への情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図る。</p>
結果の配布場所	子ども未来部子ども企画課（市役所本庁舎3階）
お問い合わせ先	<p>子ども未来部子ども企画課 TEL:0138-21-3946 E-mail: kodomokikaku@city.hakodate.hokkaido.jp</p>